

○自然環境保全地域の保全計画の決定

(昭和 55 年 11 月 27 日告示第 932 号)

熊本県自然環境保全条例(昭和 48 年熊本県条例第 50 号)第 12 条第 1 項の規定に基づき、自然環境保全地域に関する保全計画を決定したので、同条第 3 項の規定に基づき、その概要を次のとおり告示する。

1 名称

染岳自然環境保全地域

(1) 保全すべき自然環境の特質とその他当該地域における自然環境の保全に関する基本的な事項

本地域は、天草下島の東北部に位置し、本渡市の西方約 3 キロメートルの標高 380 メートルの染岳頂上を含む東斜面で、シイ、カシ等を主体とした林分が大部分を占め、山頂付近にはコジイ、オガタマノキ等照葉樹林が良好な状態でまとまって発達するほか、特異な樹種として九州では稀産のツゲモチが生育しており学術上重要な植生である。

以上のことから本地域は、貴重な照葉樹林で、人為の影響も少ないので、これを保全するため最も自然度が高く照葉樹林の典型的な林相を維持している地域を特別地区として適正な保全を図る。

(2) 特に保全を図るべき土地の区域の指定に関する事項

染岳自然環境保全地域の一部を特別地区に指定する。

ア 区域

本渡市大字本渡字染岳 4612 番地の一部、同 4613 番地の一部、同 4617 番地

イ 面積

9.25 ヘクタール

ウ 土地所有別面積

民有地 9.25 ヘクタール

(3) 保全のための規制に関する事項

熊本県自然環境保全条例第 14 条第 3 項に規定する木竹の伐採の方法及びその限度は、次に定めるところによる。

ア 区域

(2)アに記載する特別地区の区域

イ 伐採の方法及び限度

択伐(択伐率現在蓄積の 30 パーセント以内)によるものとする。ただし、森林の群落構成を変える等自然環境に著るしい変化を招くおそれの少ない場合には、小面積皆伐(1 伐区の面積 2 ヘクタール以内、伐区はつとめて分散させる。)を行うことができる。

なお、保安林の機能の維持又は強化を図るため林相を改良する場合であって、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には、森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)第22条の4に規定する択伐率による択伐(均等な割合で単木的に選定して伐採すること及び伐採によって生ずる無立木の面積は、0.05ヘクタール未満とすること。)を行うことができる。

(4) 保全のための施設に関する事項

保全施設を次のとおり設ける。

ア 施設の種類

標識その他これに類する施設

巡視歩道

イ 位置

本渡市

2 名称

大川自然環境保全地域

(1) 保全すべき自然環境の特質とその他当該地域における自然環境の保全に関する基本的な事項

本地域は、大関山国有林の一部でコジイ、イチイガシ、ウラジログシ、ツクバネガシ、アラカン等が良く発達し極相に近い天然林である。かつて国際協力研究計画(IBP)の特別研究に指定されたところであり、本県における数少ないイチイガシ群集の代表的な森林である。その他本県ではじめてサツマシダが本地域で発見されるなど学術上極めて貴重な植生である。

以上のことから本地域は、自然度が高くすぐれた天然林であり、人為の影響も少ないので、これを保全するため全域を特別地区として適正な保全を図る。

(2) 特に保全を図るべき土地の区域の指定に関する事項

大川自然環境保全地域の全域を特別地区に指定する。

ア 区域

水俣市久木野字上山内水俣営林署久木野事業区三十林班ろ小班

イ 面積

36.71ヘクタール

ウ 土地所有別面積

国有地 26.71ヘクタール

(3) 保全のための規制に関する事項

熊本県自然環境保全条例第14条第3項に規定する木竹の伐採の方法及びその限度は、次に定めるところによる。

ア 区域

(2)アに記載する特別地区の区域

イ 伐採の方法及び限度

禁伐とする。ただし、森林の群落構成を変える等自然環境に著るしい変化を招くおそれの少ない場合には、単木択伐(択伐率現在蓄積の10パーセント以内)を行うことができる。

なお、保安林の機能の維持又は強化を図るため林相を改良する場合であって、森林の群落構成を変える等自然環境に著るしい変化を招くおそれの少ない場合には、森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)第22条の4に規定する択伐率による択伐(均等な割合で単木的に選定して伐採すること及び伐採によって生ずる無立木地の面積は、0.05ヘクタール未満とすること。)を行うことができる。

(4) 保全のための施設に関する事項

保全施設を次のとおり設ける。

ア 施設の種類

標識その他これに類する施設

イ 位置

水俣市

3 名称

大野溪谷周辺自然環境保全地域

(1) 保全すべき自然環境の特質とその他当該地域における自然環境の保全に関する基本的な事項

本地域の自然林は、標高200メートルから600メートルの間に生育し、県内におけるイチイガシ群集の垂直分布上の上限に位置し、ハゼ、カエデなどの落葉林が一部混在する良好な森林である。本県でイチイガシ群集の存在が確認されているのは、水俣市大川地区及び阿蘇郡西原村滝地区とこの大野溪谷一帯の3地域のみであり、稀少の貴重な植生である。

また、本地域は、地質、地形が特異で地域内には、カギカケの滝、小屋元の滝及びこれらをかこんで形成する自然景観・冷厳な雰囲気になった溪谷等、天然林と一体となって県下でも貴重な自然環境を維持している。

以上のことから、これらの植生と自然景観を総合的に保全するため溪谷周辺の自然度の高い区域を特別地区として適正な保全を図る。

(2) 特に保全を図るべき土地の区域の指定に関する事項

大野溪谷周辺自然環境保全地域の一部を特別地区に指定する。

ア 区域

人吉市大畑麓町字大野4524番地の4の一部、同4524番地の8、大畑町字大木原又3318番地の一部、矢岳町字大葉山4813番地の一部

イ 面積

43.13ヘクタール

ウ 土地所有別面積

民有地 43.13 ヘクタール

(3) 保全のための規制に関する事項

熊本県自然環境保全条例第 14 条第 3 項に規定する木竹の伐採の方法及びその限度は、次に定めるところによる。

ア 区域

2(ア)に記載する特別地区の区域

イ 伐採の方法及び限度

択伐(択伐率現在蓄積の 30 パーセント以内)によるものとする。ただし、森林の群落構成を変える等自然環境に著るしい変化を招くおそれの少ない場合には、小面積皆伐(1 伐区の面積 2 ヘクタール以内、伐区はつとめて分散させる。)を行うことができる。

なお、保安林の機能の維持又は強化を図るため林相を改良する場合であって、森林の群落構成を変える等自然環境に著るしい変化を招くおそれの少ない場合には、森林法施行規則(昭和 26 年農林省令第 54 号)第 22 条の 4 に規定する択伐率による択伐(均等な割合で単木的に選定して伐採すること及び伐採によって生ずる無立木の面積は、0.05 ヘクタール未満とすること。)を行うことができる。

(4) 保全のための施設に関する事項

保全施設を次のとおり設ける。

ア 施設の種類

標識その他これに類する施設

巡視歩道

イ 位置

人吉市

4 名称

波野村スズランの群生地自然環境保全地域

(1) 保全すべき自然環境の特質とその他当該地域における自然環境の保全に関する基本的な事項

本地域は、阿蘇東外輪山上に発達するススキ、ネザサ、トダシバ、ワラビなどを主体とした山地草原(粗放原野)で火入れ、採草などの人為的攪乱を持続することによって安定状態が保たれた妨害極相で、北外輪山上の端辺原野とともに阿蘇を代表する草原である。群生したスズランは、このなかに自生している。

わが国におけるスズランの分布は、本州中部以西には非常にまれで、本地域のスズランの自生地は日本での南限であり、しかも隔離分布で学術上極めて貴重な植生である。

以上のことからスズランの最も良く生育している区域を特別地区(野生動植物保護地区)として適正な保全を図る。

(2) 特に保全を図るべき土地の区域の指定に関する事項

波野村スズランの群生地自然環境保全地域の一部を特別地区に指定しあわせて野生動植物保護地区に指定する。

ア 区域

阿蘇郡波野村大字波野字南兵 3503 番地の 4 の一部

イ 面積

0.1 ヘクタール

ウ 土地所有別面積

民有地 0.1 ヘクタール

(3) 保全のための規制に関する事項

熊本県自然環境保全条例第 15 条第 3 項に規定する規制は、次に定めるところによる。

ア 区域

(2)アに記載する特別地区(野生動植物保護地区)の区域

イ 規制の方法

スズランの採取を禁止する。ただし、野草原野維持のために行う採草、放牧、火入れについてはこの限りでない。

(4) 保全のための施設に関する事項

保全施設を次のとおり設ける。

ア 施設の種類

標識その他これに類する施設

防護柵

イ 位置

阿蘇郡波野村

昭和 55 年 11 月 27 日

告示第 942 号

熊本県自然環境保全条例(昭和 48 年熊本県条例第 50 号)第 12 条第 1 項の規定に基づき、男鹿野自然環境保全地域に関する保全計画を決定したので、同条第 3 項の規定に基づき、その概要を次のとおり告示する。

1 保全すべき自然環境の特質その他当該地域における自然環境の保全に関する基本的な事項

本地域は猪ノ子伏の北西、標高 1,000 メートル付近に発達する針葉樹及び広葉樹の混生する極相に近い天然林で、中でもモミは良好な状態で生育し、樹令 150 年以上におよぶ原生樹林が形成されている。また、谷沿いの溪谷林には、カツラ、カヤなどのほか九州では他に例が少ないサワグルミージュウモンジシダの群落が見られ学術的な価値が高い。

以上のことから本地域は、県内でも数少ない自然性のすぐれた植生を有し、人為の影響も少ないので、これを保全するため全域を特別地区として適正な保全を図る。

2 特に保全を図るべき土地の区域の指定に関する事項

男鹿野自然環境保全地域の全域を特別地区に指定する。

(1) 区域

球磨郡上村大字皆越字男鹿野 3510 番地

(2) 面積

46 ヘクタール

(3) 土地所有別面積

公有地 46 ヘクタール

3 保全のための規制に関する事項

熊本県自然環境保全条例第 14 条第 3 項に規定する木竹の伐採の方法及びその限度は、次に定めるところによる。

(1) 区域

2(1)に記載する特別地区の区域

(2) 伐採の方法及び限度

択伐(択伐率現在蓄積の 30 パーセント以内)によるものとする。ただし、森林の群落構成を変える等自然環境に著るしい変化を招くおそれの少ない場合には、小面積皆伐(1 伐区の面積 2 ヘクタール以内、伐区はつとめて分散させる。)を行うことができる。

なお、保安林の機能の維持又は強化を図るため林相を改良する場合であって、森林の群落構成を変える等自然環境に著るしい変化を招くおそれの少ない場合には、森林法施行規則(昭和 26 年農林省令第 54 号)第 22 条の 4 に規定する択伐率による択伐(均等な割合で単木的に選定して伐採すること及び伐採によって生ずる無立木地の面積は、0.05 ヘクタール未満とすること。)を行うことができる。

4 保全のための施設に関する事項

保全施設を次のとおり設ける。

(1) 施設の種類

標識その他これに類する施設

巡視歩道

(2) 位置

球磨郡上村